

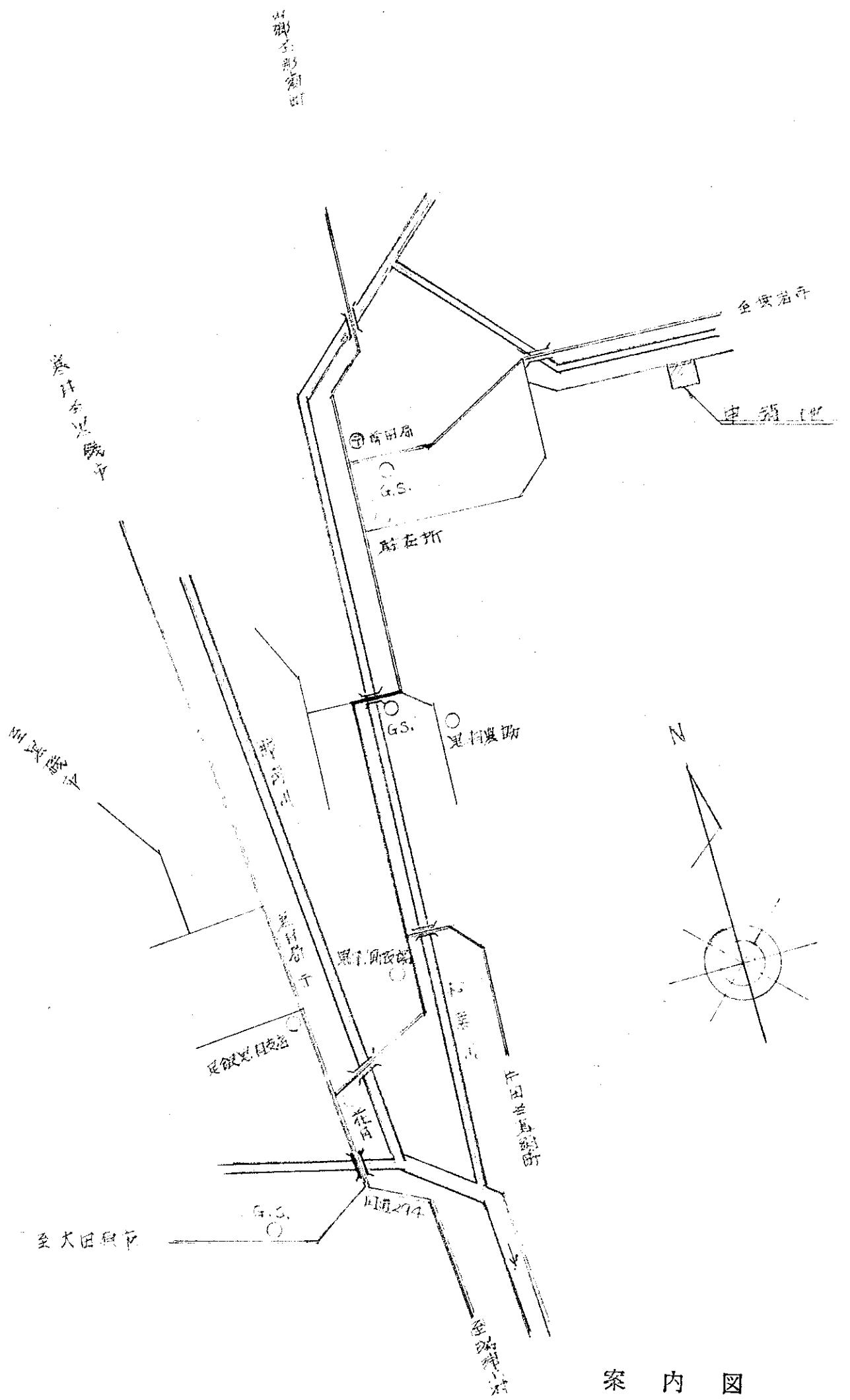
ご 注 意

地盤の許容応力度及び基礎杭の許容支持力は、国土交通大臣の定める方法によって地盤調査を行い、その結果に基づき定めなければならないと規定されています。(建築基準法施行令第93条)

地盤構成並びに各地層の性状は、場所ごとに千差万別であることから、敷地(状況においてはその周辺も含めて)の地盤調査によって地盤構成等を的確に把握し、その結果に基づいて建物をどの地層に支持させるかを決定する必要があります。

したがって、本資料は計画段階における参考資料としてご活用ください。

栃木県土木部建築課



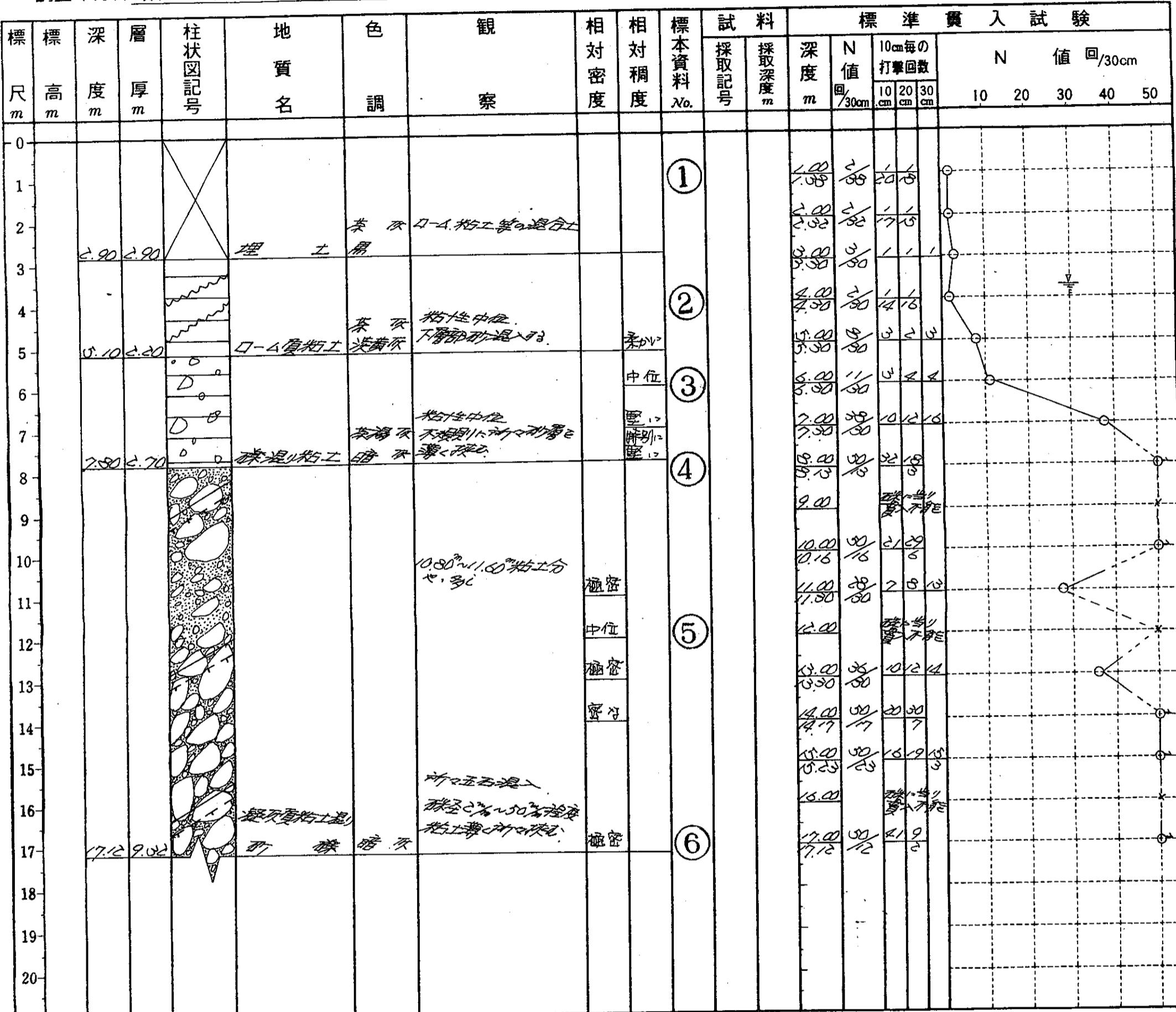
案 内 図

地質柱状図

調査件名 栃木県立那須高等学校普通特別教室棟新築工事地質調査
 調査場所 栃木県那須郡那須町
 調査年月日 昭和58年1月22日～1月26日

孔番 No. A 標高 (基準面)
 自然孔内水位 SL-0.70m (1月22日測定)
 調査員 _____

(注) 1. 亂さない試料 (記号の右の数字は試料番号)
 T-1 シンウォールサンプラーによる採取
 D-2 デニソンサンプラーによる採取
 S-3 スチールサンプラーによる採取
 2. 試料採取深度と回収比
 $\frac{4.00}{45/50}$ 45/50は回収比
 $\frac{4.50}{4.50}$



地質柱状図

調査件名 桜木県立男子高等学校普通特別
教室棟新築に伴う地質調査

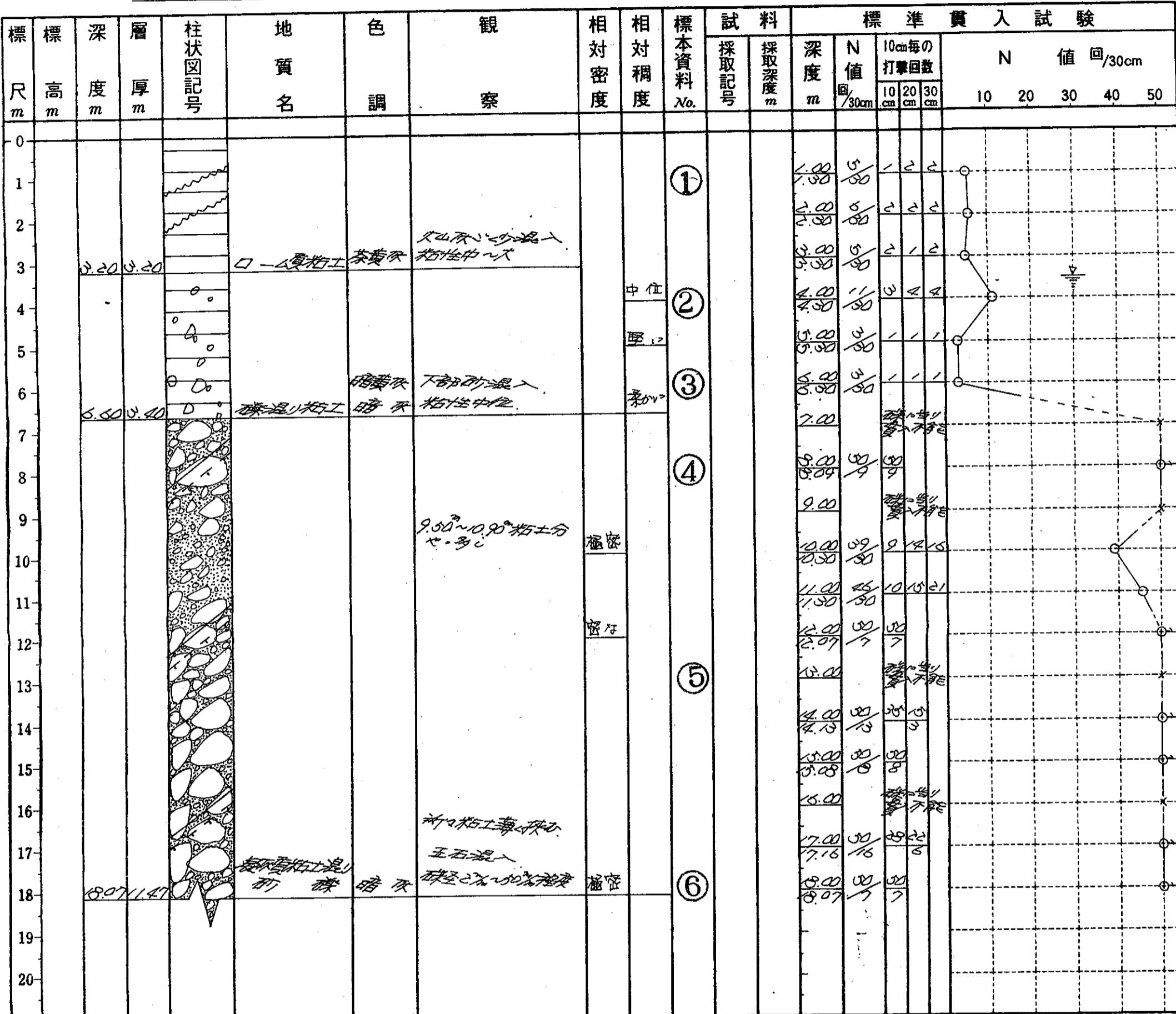
調査場所 桜木県那須郡那須町

調査年月日 昭和28年1月24日～1月26日

孔番 No. B 標高 _____
(基準面)
自然孔内水位 SL-0.50m (<月26日測定>)

調査員 _____

(注) 1. 亂さない試料 (記号の右の数字は試料番号)
T-1 シンウォールサンプラーによる採取
D-2 テニソンサンプラーによる採取
S-3 スチールサンプラーによる採取
2. 試料採取深度と回収比
4.00 45/50 45/50は回収比
4.50



舊約全書卷之三

特别版宣傳

-

- 1 -

1

-

— 1 —

1

1

下卷

— 1 —

$$A = 17.4$$

$$B = -\infty.$$

目較車置保

校食

4.55

4

72,80

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰